

事業報告書

(自 令和 7年7月 1日 至 令和 8年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1)名 称 医療法人社団 山本眼科
- (2)事務所の所在地 兵庫県神戸市灘区船寺通5丁目2-2
- (3)設立認可年月日 平成 5年 11月 10日
- (4)設立登記年月日 平成 5年 11月 24日
- (5)役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	山本 美和	山本眼科の管理者である
理 事	牛嶋 千都子	
理 事	東野 美苗	
監 事	平 紀子	

2 事業の概要

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山本眼科	28-1-0204103	神戸市灘区船寺通5丁 目2-2	0

様式11-2

法人名 医療法人社団 山本眼科

※医療法人整理番号

所在地 神戸市灘区船寺通5丁目2-2

財 産 目 録
(令和 8 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	15,410 千円
2. 負 債 額	5,401 千円
3. 純 資 産 額	10,008 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,014
B 固 定 資 産	5,396
C 資 産 合 計 (A + B)	15,410
D 負 債 合 計	5,401
E 純 資 産 (C - D)	10,008

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 山本眼科

※医療法人整理番号

所在地 神戸市灘区船寺通5丁目2-2

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 6 月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	10,014	I 流 動 負 債	5,019
II 固 定 資 産	5,396	II 固 定 負 債	382
1 有 形 固 定 資 産	3,892		
2 無 形 固 定 資 産	355	負 債 合 計	5,401
3 そ の 他 の 資 産	1,148	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	8
		純 資 産 合 計	10,008
資 産 合 計	15,410	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,410

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名医療法人社団山本眼科

※医療法人整理番号

所在地神戸市灘区船寺通5丁目2-2

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	11,156
2 事業費用	12,975
本来業務事業利益	△ 1,819
事業利益	△ 1,819
II 事業外収益	60
III 事業外費用	
経常利益	△ 1,758
IV 特別利益	0
税引前当期純利益	△ 1,758
法人税等	74
当期純利益	△ 1,833

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人社団 山本眼科

所在地 神戸市灘区船寺通5丁目2-2

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員の近 親者が代 表である 法人	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注)
- 1 関係事業者ごとに記載すること。
 - 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には続柄を記載する。
 - 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 - 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山本眼科
理事長 山本 美和 様

私 平 紀子 は、医療法人社団 山本眼科の令和7会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 8 月 31 日
医療法人社団 山本眼科
監事 平 紀子